

## 環境生活農林水産常任委員会年間活動計画作成について

### 1 部局所管事項概要調査

5月23日（木） 環境生活農林水産常任委員会

### 2 年間活動計画について協議

- (1) 前期の委員会における委員会活動評価総括表及び部局の所管事項概要説明の内容等を踏まえ、重点調査項目を選定する。
- (2) 重点調査項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
- (3) 県内外調査の時期、内容について協議する。

※参考：年間活動計画書

※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

### 3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。

## 常任委員会活動 評価総括表

委員会名（ 環境生活農林水産常任委員会 ）

### 1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・年間活動計画については、計画どおり進めることができた。
- ・県内外調査については、重点調査項目を中心に、それぞれ時期にかなった深い調査をすることができた。
- ・有志で実施した政務活動による議員視察は、その後の委員会での審査・調査に十分生かすことができ、委員会審議の活性化につながった。
- ・委員会で活発に議論を行い、委員長報告など執行部に要望することで、各行政計画に反映することができた。

### 2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.6
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.5
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.6
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.5
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.6
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.5

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるとともに、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	4.3

## 環境生活農林水産常任委員会 活動計画書（令和6年5月～令和7年5月）

令和6年5月23日現在

## 1 所管調査事項

- ・生活文化行政の推進について
- ・環境保全の推進について
- ・廃棄物対策について
- ・農業の振興対策について
- ・林業の振興対策について
- ・水産業の振興対策について

## 2 重点調査項目

- (1) (※昨年度) 脱炭素社会の実現に向けた取組への対応について
- (2) (※昨年度) 文化振興について
- (3) (※昨年度) 農林水産業の担い手の確保・育成について
- (4) (※昨年度) 農林水産物の輸出促進について
- (5) (※昨年度) 藻場の再生等豊かな海づくりに向けて

## 3 活動計画表

重点調査項目	令和6年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) (2) (3) (4) (5) ＜調査方法＞ ・当局から説明聴取 ・参考人招致 ・県内外調査 ・委員間討議 など	常任委員会 所管事項説明 (5/23)	常任委員会 議案の審査、所管 事項の調査等  予決分科会 補正予算等 (6/18, 20)	県内調査 (7/17～19 の間)  県内調査 (7/23～25 の間)	県外調査 (8/27～ 8/29の 間)		常任委員会 議案の審査、所管事項 の調査等  予決分科会 補正予算等 (10/7, 9)	予決分科会 令和5年度 歳入歳出決算、 所管事項の調 査 (当初予算 編成に向けて の基本的な 考え方) (11/1)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等  予決分科会 補正予算等 (12/9, 11)			常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等  予決分科会 当初予算、 補正予算等 (3/●, ●)		
執行部の主な予定		令和6年版県政 レポート(案)				一般会計、特別会計 決算 令和7年度行政展開 方針(案) 当初予算編成に向けて の基本的な考え方		当初予算要求 状況		当初予算 案	令和7年度 行政展開 方針		

## 4 県内外調査について

## (1) 県内調査

- 7月17日(水)～19日(金)の間(日帰り) ○○の取組等の調査を行う。
- 7月23日(火)～25日(木)の間(日帰り) ○○の取組等の調査を行う。

## (2) 県外調査

重点調査項目を中心として、県外の先進的な取組等について調査を行うことができる。  
実施する場合は8月27日(火)～8月29日(木)(2泊3日以内)

## 環境生活農林水産常任委員会の過去5カ年の重点調査項目

## 令和5年度

- ・脱炭素社会の実現に向けた取組への対応について
- ・文化振興について
- ・農林水産業の担い手の確保・育成について
- ・農林水産物の輸出促進について
- ・藻場の再生等豊かな海づくりに向けて

## 令和4年度

- ・脱炭素社会等への対応について
- ・水環境の保全について
- ・農林水産業における新型コロナウイルス感染症による影響への対応について
- ・農林水産業と福祉との連携について

## 令和3年度

- ・新型コロナウイルス感染症による影響と今後の対策について
- ・脱炭素社会について
- ・豚熱及び獣害への対応について
- ・三重県産材の利用促進について
- ・漁場環境の変化への対応について

## 令和2年度

- ・新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた対策について
- ・多様で豊かな文化の振興と活用について
- ・脱炭素社会の実現に向けて
- ・CSF・ASF対策について

## 令和元年度

- ・ダイバーシティ社会の推進について
- ・環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりについて
- ・水域環境の保全と水産王国みえの復活に向けて
- ・三重の新たな森林づくりについて
- ・CSF対策について

## 資料 5

平成 19 年 12 月 19 日	代表者会議決定
平成 21 年 5 月 8 日	代表者会議決定
平成 23 年 5 月 9 日	各派世話人会決定
令和 3 年 10 月 29 日	代表者会議改正

### 委員会の県内外調査について

#### (県内調査)

常任委員会	原則として日帰り調査を 2 回程度実施
特別委員会	日帰りの調査を適宜実施することができる。

#### (県外調査)

常任委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。
特別委員会	1 泊 2 日以内の行程で 1 回実施することができる。
議会運営委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。

ただし、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があるときや大規模な災害その他の緊急事態が発生するなど現地での調査が困難となった場合は、各委員会の判断で、適宜オンラインを活用したリモート形式で実施することができる。

# 食料自給総合対策調査特別委員会 提 言 書

## 目 次

I	はじめに .....	1
II	提 言 .....	2
1	食料の安定供給と食料自給力の向上 .....	2
2	地産地消の取組・地場産品の充実・食育の推進 ...	7
3	農林水産業の後継者・担い手の確保 .....	11

令和6年3月22日

## I はじめに

農林水産業は命の源である食をつくり、安全で豊かな食が人の豊かさを  
つくっている。食は人間の礎であり、食べることは、生きることに他なら  
ない。

世界では紛争、経済ショック、人口の増加、異常気象の頻発等による災  
害、食料価格の高騰などにより、7億3,500万人もの人が食料不足に苦し  
んでいると言われている。

このような世界情勢を背景に、輸入の不安定化、燃油や飼料・肥料等の  
生産資材価格の高騰、水産資源の減少や分布の変化等の影響により、我が  
国の食料供給に対する不安も表面化するとともに、不測の事態に備えた食  
料安全保障の確立が求められており、このような状況に非常に危機感を募  
らせている。

三重県は少子・高齢化等により県内の生産年齢人口が減少している。農  
業従事者は18,819人（令和2年）、うち65歳以上の割合が81%、漁業従  
事者では6,108人（平成30年）、うち65歳以上の割合が48%となるなど、  
従事者の減少・高齢化が進行している。

「農は国の大本なり」という言葉どおり、農林水産業の振興・発展なく  
しては、国の発展も本県の発展もない。そのような思いで食料自給率の向  
上に向けた取組を使命に、食をとりまく様々な観点からの総合的な対策を  
調査し、着実に推進させることを急務と捉え、特別委員会の設置に至った。

個人で農林水産業を守っていくことには限界があり、行政がしっか  
りと農業従事者・漁業従事者を支え、食料の安定供給に努めていくことは、  
暮らしの保障にとどまらず、地域産業やコミュニティを守ることにもつな  
がっていく。

本委員会では、令和5年5月の設置以降、「食料の安定供給と食料自給  
力の向上」・「地産地消の取組」・「地場製品の充実」・「『食』に関する教育  
の推進」・「農林水産業の後継者・担い手の確保」の5つを重点調査項目に  
位置づけ、執行部からの聴き取り調査、参考人招致、県内外調査、委員間  
討議といった方法により、調査を重ねてきた。

このたび、こうした調査や討議を基に、本特別委員会としての意見を提  
言としてまとめるものである。

## Ⅱ 提言

### 1 食料の安定供給と食料自給力の向上

農業については、温暖な気候や中京・阪神の大消費地に隣接した立地など、恵まれた条件のもと、米、麦、大豆のほか、野菜、果樹、茶といった園芸品目、牛肉や豚肉といった畜産物など多様な農畜産物が生産されているが、国内需要の減少、燃油や飼料・肥料等の生産資材価格の高騰等により、農業経営が厳しくなるとともに、農業従事者の減少や高齢化の進行により、県産農畜産物の供給量は減少しており、農業経営は今後更に厳しくなることが懸念される。したがって、担い手への農地集積・集約化等による生産コストの削減や生産基盤の整備・保全等の生産性向上に資する取組を強化し、主食用米をはじめとする農畜産物の生産拡大を図り、食料自給力の向上を目指すことが重要である。

水産業については、伊勢湾地域、鳥羽・志摩地域、熊野灘地域の3つの地域において、それぞれの特色を生かした多種多様な漁業が営まれているが、農業同様、燃油や配合飼料価格の高騰、さらには、気候変動や黒潮大蛇行に伴う海水温の上昇等の海洋環境の変化により、水産生物の生息場となる藻場が衰退し、磯焼け現象が発生するなど、水産資源の減少が懸念される。また、栄養塩類の不足による養殖生産物の生育不良も発生している。したがって、海洋環境の変化への対応が喫緊の課題であるとの認識のもと、かけがえのない「きれいで豊かな海」の再生に必要な支援・対策を講じるよう国に要望するとともに、漁場生産力の向上に向けた調査・研究・取組を迅速かつ着実に進めていくことが重要である。

- 主食用米の生産拡大につながるよう消費拡大を図っていくとともに、海外市場にも積極的に進出し、輸出を拡大していくこと
- 米粉用米の生産をはじめ、米粉による加工品の開発や販売への支援を充実させること

米は 100%自給可能であり、食料安定供給の一端を担うものでもあり、需要の拡大に向けた取組を進めなければ、年々米の生産量が減少するため、真に実効性のある消費拡大を図ること

また、食生活の変化や人口減少などにより、主食用米の需要が縮小する中、県産米を海外に輸出し、販路の確保に取り組むことは重要である

米粉は輸入小麦の価格高騰により、小麦の代替品になり得るものとして需要が期待されており、米粉の生産拡大に向けた栽培実証を加速させるとともに、米粉の加工品開発など、活用に向けた取組に対する支援を充実させること

- 県産ブランド米「結びの神」（三重 23 号）については、高温耐性があり、昨今の気候変動にも対応しているため、生産拡大及び消費拡大に向けた取組を戦略的に推進すること

「結びの神」については一等米比率も高く、厳しい基準をクリアしたブランド米であることから、農家の生産意欲向上につながるよう、戦略的に推進するとともに消費の拡大も図っていくこと

- 農地の集積・集約化を進めるため、農地の大区画化を図ること
- 農業用水路のパイプライン化などをはじめ、農作業の効率化に向けた農業生産基盤の整備を推進していくこと

農地の大区画化を図ることで、生産性を高めるとともに、農業従事者が減少している昨今では、農業用水路のパイプライン化など効率的な農業生産活動に資する施策を進め、農作業の負担を少しでも減らしていくことは重要である

○生産・流通コストを反映した適正な価格形成について、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みを国で検討していることから、生産者・消費者の理解に向けた取組を推進すること

昨今の資材価格等の高騰など事業環境が大きく変化する中で、生産・流通コストを反映した適正な価格形成が図られなければ、食料供給基盤が脆弱化してしまうことが懸念され、国の食料・農業・農村基本法の見直しに際しても、適正な価格形成に向けた議論がなされているとおり、持続可能な食料供給の実現に向けて、生産者・消費者の理解促進に努めること

○海外からの輸入に依存している飼料・肥料については、地域資源を活用した飼料・肥料の生産を試みるなど、地域での生産を拡大できるよう、積極的な支援を行うこと  
○また、有機農業をはじめ、環境への負荷低減に向けた取組を推進すること

飼料については、水田を活用した飼料用とうもろこしの作付け拡大や、食品を製造する過程で発生する「おから」や「酒かす」などの副産物の飼料への利用拡大の一層の推進を図ること

肥料については、畜産堆肥を活用した肥料の生産・利用に向けた一層の推進を図ること

以上の県産飼料・肥料の増産を図る取組への支援を行うこと

また、有機農業をはじめとする環境と調和のとれた農業や「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を推進することにより、環境への負荷低減を図ることで、持続可能な農業の実現に寄与することが期待される

- 食品の加工技術、とりわけ冷凍技術については、鮮度・美味しさを損なうことなく様々な食品を長期間保存でき、有用であるため、冷凍技術及び冷凍施設の整備に際しては、積極的な支援を行うこと

農林水産物は日持ちせず、腐れば廃棄せざるを得ないため、長期間保存できる冷凍技術の普及は、需給の拡大につながることを期待されることから、積極的な支援を行うこと

- 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」において、米・麦・大豆をはじめ、主要な品目について生産目標を設定し、それぞれどのように県内生産を促進していくのか明記すること
- また、産地ごとの農産物について、安定した販路の確保を支援することで戦略的な生産拡大に向けた取組を推進すること

米の自給は 100%を超えているが、麦や大豆は 30%以下のような状況であり、基本計画において、それぞれの品目ごとにしっかりと生産を促進していく必要がある

農産物の生産拡大を行い、自給力を高めていくためには、戦略的な生産・販売に取り組む産地を支援する必要がある

- 水産業の持続的な発展に必要となる「きれいで豊かな海」の再生に向けて、関係機関とも連携し、栄養塩類が水産資源に与える影響の解明に向けた調査・研究を進め、改善に向けた取組を実施すること
- 気候変動や黒潮大蛇行に伴う海水温の上昇等の海洋環境の変化により、水質浄化等の多面的機能を有する藻場が著しく衰退する磯焼けが拡大していることから、藻場造成や魚類による食害への対策など、藻場の再生に向けた効果的な取組や調査・研究を進めること
- 昨今の気候変動による海洋環境の変化への対応として、高水温に強い養殖品種や養殖技術の開発を進めていくこと

「きれいさ」と「豊かさ」が調和した海洋環境の実現に向けて、的確な栄養塩類管理のために関係機関が連携して、更なる調査・研究を進め、改善に向けた取組を実施すること

海洋環境の変化への対応は容易ではなく、藻場の再生には時間を要するため、重点的かつ継続的に取り組むこと

高水温に対応した養殖品種の開発等を進めるとともに、陸上養殖の導入についても検討を行い、安定した水産物の供給体制の確立を図ること

## 2 地産地消の取組・地場製品の充実・食育の推進

地元の農林水産物には、食料としての価値のほか、人の心を豊かにする様々な価値があり、地産地消の推進は、農林水産物の消費拡大のみならず、地域活性化の促進、食文化の継承等にも寄与するなど様々な効果が見込まれる。

このことから、しっかりと生産の拡大を図り、生産から消費に至る地域での循環を促進することで、食料自給率の向上にもつながっていくことが期待される。

本県では、四季の変化に富んだ自然のもと、伊勢平野や上野盆地の肥沃な農地、鈴鹿山系から大台山系に至る森林、伊勢湾から熊野灘までの豊かな漁場において、多様な農林水産業が様々な形態で営まれている。世界に誇る松阪牛や伊賀牛をはじめ、米や伊勢茶、トマト、みかん、熊野地鶏、イセエビ、養殖マダイ、青のりなど地域の特性を生かした農林水産物の数々は、国内外で高く評価されている。本県の気候は平野部、盆地部、山地部と地形の複雑さから、多様な地域特性があり、その地域に合った地場製品の充実が望まれるところである。

また本県では、第4次三重県食育推進計画が本県の地産地消計画を兼ねており、食育の取組と連携して地産地消の推進を図る必要がある。

とりわけ子どもに対する食育は、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育む上で重要である。このことから、地域の伝統的な食文化を尊重する心や、食料の生産等に関わる人々への感謝の気持ちを育むとともに、体験的な学習の場を活用することで、農林水産業への理解を深めることは、豊かな心を育む機会として大切である。

また、学校給食における地場産物の活用を通して、地域の特性を生かした食生活を理解し、地域を大切にすることを育むことは、食文化の維持・継承と地産地消の推進となる。

○地産地消の推進に向けては、直売所や小売店での販売に加え、学校給食や飲食店、ホテル・旅館、企業食堂など、様々な場面で取組が進むよう働きかけを行うとともに、JA や卸売市場、学校給食関係者などの主体と連携して取り組むこと

地産地消に取り組む関係先の拡大とともに、促進に際しては関係者としてしっかり連携し、販路拡大につなげること

食料自給を進めるためには、生産と消費の双方にわたる対応、すなわち、農林水産事業者、食品産業、消費者、行政といった関係者のそれぞれが問題意識を持って具体的な課題に主体的・積極的に取り組むことが必要

○それぞれの産地が目指す姿の実現を念頭に、消費者の需要とともに生産の拡大も図っていけるよう、厳しい実情にある農林水産事業者の実態に即したきめ細かな支援を行うこと

産地づくりに向けた取組として、消費者の需要の拡大とともに、生産の拡大も図っていけるよう、きめ細かな支援を行うこと

○地場産物を中心に適正な流通が図れるよう、卸売市場の機能強化に向けた取組を行うこと

卸売市場は、地場産物を県内に流通させるうえで重要な役割を担っていることから、地産地消が進むよう、市場への支援を行うこと

○ガストロノミーツーリズムの推進に際しては、本県ならではの食文化が楽しめるよう、地域の地場産品の開発やプロモーション等に取り組み、地域そのものの魅力を高める支援を検討すること

訪日外国人への消費動向調査によると、訪日前に期待していたことでは、日本食を食べることが最も多く、本県では地域ごとに魅力的な食材が豊富にあるため、ガストロノミーツーリズムを推進することは、地域活性化に資する

ガストロノミーツーリズムは、地域の魅力発信を行い、地産地消を進める上では、生産と需要の拡大につながる、非常に効果的な取組であると考え

○子どもに対する食育は、田植えや稲刈りなど、体験的な学習の場の提供を検討すること

○学校給食における地場産物の使用に向けて、関係機関と連携のうえ、年間の使用計画のもと、食料の集荷から保管、供給まで、きめ細かく支援を行うこと

分業化、都市化が進む今日では、食べ物の生産現場について知る機会が少なくなっており、体験的な学習は、子どもの今後の生活や社会を見直す上で有意義な経験となる

○県内の高等学校において、生産から加工、流通、販売に至る6次産業化の視点での教育を推進すること

消費者のニーズに対応できる、食の総合的な知識や技術を備えた人材育成が必要であり、1次産業を土台に、食と結び付けた6次産業化の視点での教育を推進することが産業全体の底上げにつながる

○食品の売れ残りや食べ残しによる食品ロスを削減するため、学校での食育の推進はもとより、家庭や社会全体での食に関する教育を推進すること

国内では食品ロスが年間 523 万トンに及ぶなど、食料不足になるリスクの実感や危機感が薄いと感じているため、日々の行動変容を促進する必要がある

### 3 農林水産業の後継者・担い手の確保

農林水産業および農山漁村は、安全で安心な食料を安定的に供給する役割を担うとともに、県土保全、水源のかん養、自然環境の保全のほか、地域社会の維持など県民生活と地域を支える重要な役割を担ってきた。

一方で、自然環境に左右され、時期によって収入が不安定となること、新規の就業者にとっては設備投資等の負担が大きいこと、経験や技術に加えて体力も必要となること等、厳しい農林水産業の実情から、後継者・担い手の確保は喫緊の課題である。

農林水産業を持続的に発展させるためには、次の世代に継承できる魅力ある農林水産業を確立し、発信していくことはもとより、大規模な担い手をはじめ、多様な人材を担い手として確保・育成するとともに小規模・家族従事者の経営安定を図っていくことが必要である。

地域を活性化し、食料自給力の向上へ向けて、就業促進及び経営安定に資する支援策を充実させながら、手厚い技術指導等の体制を整え、農林水産事業者に寄り添ったきめ細かな支援を講じて、しっかりと農林水産事業者を支えていくことが求められる。

- 大規模な担い手農業者はもとより小規模・家族農業の経営安定に加え、半農半X等の新たな人材の確保に向けた、就農促進に関する施策を強力に推進すること
- また、担い手の育成と定着を図るため、県において、営農指導や普及指導といった取組を強化するためにも、各地域の普及体制の拡充も視野に入れながら、意欲ある農業者に対する支援を充実させること

三重県の農業従事者は年々減少するとともに、高齢化が進行しており、後継者不足から生じる農作業負担の軽減や農機具の更新に係る費用支援など、農業経営の安定化及び多様な農業の担い手に対する就農促進を図る施策の推進が必要となる

また、県内の農業者の9割は小規模・家族農業の従事者が多く、技術的な指導も含めて、きめ細かい支援が必要となる

- 改正農業経営基盤強化促進法に基づき、令和7年3月までに各市町で策定することとされている地域計画については、地域の実情を踏まえた上で担い手への利用集積等が効率的に進むとともに、持続可能な地域農業の実現となるよう、しっかりと市町に寄り添った支援を行うこと

地域計画は農業・産地の未来像であり、地域経済の発展及び強固な食料供給基盤の確立を図るため、必要な支援を講ずること

- 農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足により、荒廃農地が年々増加しており、周辺農地へも悪影響を及ぼしていることから、農地の確保と適正・有効利用のための総合的な支援を講じること

農地の適切な維持・保全に資する多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金だけでは、農家への支援は十分ではなく、

現状以上の荒廃農地を増やさないためにも、対策が必要である

なお、中山間地域等直接支払制度の対象地域ではないが、当該制度の対象地域と同程度の急傾斜地等を有する耕作不利地域については作業効率が悪く、負担が大きいため、対象地域となるよう検討を行うこと

○漁業従事者についても、高齢化の進行や後継者・担い手不足が顕著となり、水産業の活力が低下していることから、漁業の維持に向けて、多様な担い手の確保・育成と雇用の受け皿となる漁業経営体の経営力の強化を図ること

漁業従事者は、半数近くが65歳以上となるなど、今後、多くの方々が漁業から退くことが予測される。このことから、新規就業者の定着を図る漁師塾への支援、女性や障がい者など多様な担い手の新たな就労機会の創出、漁業経営体の協業化・法人化による経営基盤の強化等、担い手の確保・育成と経営力の強化を図ること

○農業の経営安定に資する交付金・支援金は、国に対して支援内容の拡充を求めるとともに、県でも手厚い支援を行うこと

農業は気候等の影響を直に受け、安定的な仕事をつくれなければ、雇用も難しく、さらに経験や技術・体力を要するなど、非常に厳しい側面があり、苦勞して生産にこぎつけても、中々利益が出ずに離農せざるを得ない場合もある

このような農業者、特に若手営農者の厳しい実情を鑑みると、国の交付金・支援金制度であっても、農家の所得向上に結び付いていないものや十分でないものは、県独自の更なる支援が必要である

以上

# 食料自給総合対策調査特別委員会

## 委員名簿

委員長	中瀬 信之
副委員長	中嶋 年規
委員	伊藤 雅慶
委員	辻内 裕也
委員	松浦 慶子
委員	吉田 紋華
委員	芳野 正英
委員	喜田 健児
委員	山内 道明
委員	藤田 宜三
委員	谷川 孝栄
委員	西場 信行

# 子どもに関する政策討論会議 提 言 書

## 目 次

I	はじめに	1
II	提 言	3
1	三重県子ども条例の改正	3
2	子ども施策の展開	5

令和6年3月22日

三重県議会

## I はじめに

核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化、デジタル化の進展、経済格差の拡大など、子どもを取り巻く社会環境は近年大きく変化しており、貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立といった困難を抱える子どもの数は増加している。また、いくつかの困難が複合的に表れ、その困難の解決を更に複雑なものとしているケースも見られる。

昨今、とりわけ子どもたちに大きな影響を与えたのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大であった。未知のウイルスへの対応ということもあり、やむを得ない側面はあったにせよ、接触を減らすことや密を避ける観点から、学校の休業措置や学校行事の自粛・縮小、給食の際の黙食、不要不急の外出の自粛要請などの感染防止対策がなされた。

そのような対策が長期化する中で、ストレスを抱える子どもや不登校になる子どもの増加が報告されている。また、学校、地域及び家庭における様々な体験活動は、社会で生きる力を育む効果があると言われているが、その機会が激減したことによる子どもの心身の健やかな成長への影響が危惧されるところである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という非常事態において、感染防止対策を優先することにより、児童の権利に関する条約によって保障されている様々な権利が損なわれる側面もあったことを大きな課題として認識し、実施された感染防止対策の十分な検証を踏まえた上で、今こそ、子どもの権利と最善の利益を保障する子ども施策を実現していかなければならない。

こうした状況の中、国においては、令和5年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法（令和4年法律第77号）の制定やこども大綱の策定など、子どもの最善の利益を第一に、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れながら、「全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を目指し、社会全体で後押しするための取組が進められている。

本県においても、様々な困難を抱える子どもの増加や国の動きなどを踏まえ、三重県子ども条例（平成23年三重県条例第5号）の改正や「三重県こども計画（仮称）」の策定に向けた動きが本格化するなど、令和6年度は、子ども施策を更なるステージへ進める上で大変重要な年を迎えることとなる。

本県議会では、令和5年6月に、子どもに関する喫緊の政策課題について子どもに寄り添った政策立案及び政策提言をするため、子どもに関する政策討論会議を設置し、三重県子ども条例の改正に向けた検討のほか、新型コロナウイルス感染症による子どもへの影響や子どもの貧困への対応を中心に、執行部や有識者からの聴き取り調査、県内調査、委員間討議などを行ってきた。

このたび、これらの調査や討議を基に、三重県議会として、子どもに関する喫緊の政策課題について次のとおり提言する。

## Ⅱ 提言

### 1 三重県子ども条例の改正

三重県子ども条例は、制定当初、子ども自身の力を伸ばし、健やかな育ちを支える子育て支援の考え方に基づき、子どもたちの力を伸ばす、支えるという思いを社会全体で共有できるように子育てを支える地域社会づくりを推進することを目的に制定された。

まもなく制定から13年が経過しようとしているが、直近の県内のいじめ、不登校、自殺、児童虐待相談対応件数は過去最多となるほか、新型コロナウイルス感染症による子どもの心身への影響、子どもの貧困、ヤングケアラーといった新たな課題の顕在化など、子どもの置かれている状況は厳しさを増している。

そのような中、国では令和5年4月に幅広い子どもの問題に一元化して対応することを目的に、こども家庭庁が設置され、「こどもまんなか社会（※1）」の実現を目指した子ども施策が進められている。

こうした動きを受け、県において、児童の権利に関する条約で定められている子どもの権利は保障されているか、失われている権利は無いのか、一旦立ち止まり、振り返る必要がある。

子どもは、生まれながらにして人としての尊厳と権利を持っており、一人一人かけがえのない存在であり、社会の宝である。

児童の権利に関する条約では、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生命・生存・発達の権利及び子どもの意見の尊重を一般原則として掲げている。

これらの子どもの尊厳と権利が保障され、全ての子どもが置かれている環境等にかかわらず、健やかで安全・安心に成長し、自己肯定感を持ちながら、将来にわたりウェルビーイング（※2）で過ごすことができるよう支えていくことは、我々、大人の責務である。

また、児童の権利に関する条約では、子どもの意見表明権を定めており、子どもが自らのことについて自由に意見を表明できる機会を

設け、その意見が尊重される機会を確保することで、この権利の保障を推進することが求められている。そして、子どもが意見表明を通して、社会の在り方や形成に関わることで、子どもの自己実現を後押しし、社会の一員として主体性を高めていくことも大切である。

県は、これらの責務を改めて認識し、子どもの権利が保障される社会の実現に向け、子どもの意見を聴き、子どもの目線に立ちながら、全庁が一体となり子ども施策を総合的に進めていくことが何より重要である。

上記を踏まえ、現行の子どもの権利を守るための地域社会づくりを目的とした条例の考え方を見直し、子どもの権利の保障を軸とし、あらゆる子ども施策の推進において踏まえるべき理念を示す条例に改正する必要がある。

#### (※1) こどもまんなか社会

「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会」（こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）より）

#### (※2) ウェルビーイング

WHOの世界保健機関憲章において、健康の定義の中核をなす概念として示された言葉。同憲章では、健康を「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態であること」と定義づけ、この状態をウェルビーイングと呼ぶ。なお、こども大綱では、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態」としている。

- 三重県子ども条例を改正するに当たっては、以下の項目について検討を加えること。
- (ア) 子どもの権利の保障を軸とし、子ども施策の推進において踏まえるべき理念を示すこと。また、子どもの権利について明示すること。
  - (イ) 「子ども」の定義について、「18歳未満の者」に限定せず、条例改正の趣旨を踏まえ、適切なものに見直すこと。
  - (ウ) 近年の子どもを取り巻く社会情勢の変化及び課題について言及すること。
  - (エ) 子どもの参画を得て改正手続を進めること。
  - (オ) 子どもをはじめとするそれぞれの主体に係る役割等を共通した認識の下で果たせるよう、それらの役割等の対象及び内容について明確化するとともに、求める施策等について具体的な取組例を含めながら丁寧に県民に説明すること。

## 2 子ども施策の展開

子ども施策とは、子どもの健やかな成長につながる施策のほか、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を目的とする施策全般を指すが、本政策討論会議では、子どもの健やかな成長につながる子どもへの直接的な支援に係る施策に焦点を絞り、議論してきた。

ここでは、今後子ども施策を進める上で必要な視点と今後注力して取り組むべき事項について、本政策討論会議内で出た意見を取りまとめる。

全ての子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利を持っている。

しかしながら、貧困、虐待、暴力、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど子どもが抱える課題は様々である。そうした課題を抱える子どもに対しては、権利の侵害から子どもを守り、救済するための迅速な支援が求められている。

また、本政策討論会議での調査を通して、子ども時代の体験というのは、20年後、30年後、40年後のその人の心身、健康に大きなインパクトを与えるということが分かった。子どもが将来にわたってウェルビーイングで過ごすためには、子ども時代の辛い体験をできる限り減らし、辛いときに家族が側にいてくれたり、誰かに自分の気持ちを聴いてもらえるというような多くのポジティブな体験を重ね、一人一人の子どもが、かけがえのない存在と認められ、自己肯定感を持って成長することが必要である。

このことから、全ての子どもが生まれ育った環境等にかかわらず、健やかで安全・安心に成長できるよう、喫緊の課題への対応はもちろんのこと、将来子どもに与える影響を見据えながら、子ども施策を展開することが必要である。

具体的には、子どもを権利の主体として認識し、子どもの最善の利益を図りながら、以下の視点で施策を進めていくことが考えられる。

<施策を進める3つの視点>

- (1) 全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できる
- (2) 生まれ育った環境にかかわらず誰一人取り残されることなく健やかに成長できる
- (3) 意見を表明し、社会的活動に参画できる

## **(1) 全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できる**

子どもは、周囲の大人に支えられながら、乳幼児期のしっかりした愛着形成にはじまり、集団生活や様々な体験から失敗と成功を積み重ねることで自己肯定感を高め、さらに、固定観念や価値観にとられることなく、自由で多様な選択をし、自分らしく過ごすことで健やかに成長する。

子どもの成育環境は、一義的には家庭での養育や学校教育を通して与えられるものであり、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各ライフステージを通じて提供される。そのため、保育や教育の環境をより豊かなものにし、家庭、保育所、幼稚園、学校それぞれが日頃から連携しながら、子どもの成長を切れ目なく支援していくことが必要である。

また、全ての子どもが安全・安心な環境の中で健やかに成長できるよう、ライフステージを通じて、家庭や学校のみならず多様な主体が連携して、以下の子ども施策を実施することを提言する。

### **① 体験活動の機会の確保**

子どもは、日々の暮らしの中の遊びや人との関わりを通して、様々なことに興味や関心を持つ。それらに夢中になったり、試行錯誤を重ねたりすることで、自立心、自制心などの自己に関する力を育むだけでなく、コミュニケーション能力、協調性、思いやりといった人と関わる力を育むと言われている。

こうした力は、いわゆる非認知能力と呼ばれており、子どもが将来にわたり人生を豊かに過ごす上で非常に大切な能力と考えられている。

このことから、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域など子どもに関わる様々な場所において、子どもの非認知能力が育まれるよう、その意義や必要性について周知啓発していく必要がある。

非認知能力は、遊びや自然体験をはじめとする様々な体験活動を通して育まれると考えられているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な学校行事が中止になり、祭りなどの地域での活動も縮小するなど、遊びや体験活動の機会が減少しており、将来的な子どもへの影響が懸念されている。

また、親の経済状況や意識によって体験活動の機会に差が生じる体験格差と呼ばれる事態が生じている。

全ての子どもが成長に応じて、様々な体験活動ができるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、民間団体等と協働し、プレイパークといった地域資源を生かした体験活動の機会や場を創出するとともに、体験活動の機会に格差が生じないよう取り組む必要がある。

- 子どもの非認知能力が育まれるよう、子どもの育ちに関わる者に対し、その意義や必要性について、周知すること。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、民間団体等との協働により、地域資源を生かしながら体験活動の機会や場を創出し、更なる充実を図るとともに、全ての子どもにその機会が提供できるよう、必要な施策を講じること。
- 体験活動の機会を充実させ、子どもたちにその機会を提供するに当たっては、貧困世帯に対する周知及び参加方法について配慮すること。

## ② 子どもの居場所づくりへの支援

子どもの居場所は、子どもが自己肯定感を高め、自らを開放し、自分らしく過ごせる場所であり、人や社会と関わる力など将来の自立に向けて生きる力を育む場所として重要な役割を担っている。

子どもは、家庭や学校を基盤としながら成長していくことから、子どもにとって家庭と学校が安全・安心に過ごすことのできる場

所であるよう、我々、大人が環境を整えていくことの重要性は言うまでもない。

しかしながら、近年、家庭や学校の中で不安や困難を抱え、孤独や生きづらさを感じている子どもが増えており、貧困や格差など、子ども自身では解決し難い課題にぶつかり、SOSを発することができず、問題が顕在化しないままになっている子どもも多い。

そのため、子ども自身が安心して、ここにいて良いと思え、自分の中で生まれてくる不安や葛藤を表現しながら、安全・安心に過ごし、様々な人との関わりの中で解消していくための居場所も求められている。

また、少子化の進展等により、かつてはそれぞれの地域にあった空き地や公園等、子どもが自由に遊び過ごすことのできる場所の減少や、祭り、子ども会といった交流の機会の減少等、地域コミュニティの中で子どもが育つことが難しくなっている。

近年、各地域において、子ども食堂、学習支援の場等の地域にある居場所をはじめ、図書館等の社会教育施設を活用した子どもの居場所づくりの取組が進められているが、子どもが求める居場所は様々であることから、取組の更なる充実が求められている。

また、その場を居場所と感ずるかどうかは、子ども本人が決めることであるが、ユースセンターといった中学生や高校生世代を対象とする居場所が不足しているといった声も聞かれることから、子どものニーズやライフステージに応じた居場所を提供することが必要である。

- 安全・安心で自分らしく過ごせる子どもの居場所づくりを行う者に対して、更なる支援を行うこと。
- 中学生及び高校生世代も含めた子どものニーズやライフステージに応じた居場所の創出や充実を検討すること。

### ③ 不登校状態にある子どもへの支援

令和4年度における三重県の小学校から高等学校までの不登校児童生徒の数は5,151人で過去最多となっている。こうした現状を踏まえ、学校の在り方そのものが子どもたちから問われているのではないかと改めて考える必要がある。一方で、不登校に至る過程には、本人、家庭、学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多い。

そのため、不登校状態にある子どもに対しては、それぞれの子どもに丁寧に寄り添った支援が求められており、県が施策を展開するに当たっては、不登校状態にある子どもとその保護者の意見をはじめ、フリースクール等の関係者の意見も聴きながら進めることが必要である。

また、不登校は、どの子どもにも起こり得るものであり、子どもたちは課題が表面化する前からSOSを発信しているケースも多く、こうしたSOSに迅速に対応できるよう体制を強化する必要がある。さらに、全ての子どもに個々の状況に応じた教育の機会を提供できるよう、不登校状態にある子どもに対し、校内の教育支援センターの設置促進・人員配置の拡充による機能強化や学校以外の学びの場の充実を図るなど、学びの多様化が求められている。

- 不登校支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、不登校状態にある子どもとその保護者の意見をはじめ、フリースクール等の関係者の意見も聴きながら進めること。
- スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充とともに、校内教育支援センターの設置促進や指導員の配置拡充といった不登校支援に取り組むこと。
- 不登校状態になる前段階を含め、子どもの SOS を察知し、個々の具体的な課題に対して迅速に対応できるよう、SC や SSW など、多様な人材が指導に携わることができる支援体制や関係者との連携協力体制を充実させ、きめ細かなアウトリーチ型支援等を強力に推進すること。
- 不登校状態にある子どもに対して、多様な学びの場を保障するため、必要な情報を提供するとともに、フリースクール等で学ぶ子どもへの支援の充実その他の必要な施策を講じること。

#### ④ 子どもが安全・安心に情報社会を生きるための環境の整備

スマートフォンやタブレット等を利用した ICT の発展により、誰もが容易に情報を入手・発信できる時代となり、ICT の活用は日常生活において欠かせないものとなっている。

情報の豊富さは、プラスに生かせば子どもたちの発想を膨らませ、日常生活の幅を広げ、豊かにするものであり、子どもたちの ICT の活用は今後必須となっている。

しかしながら、子どものスマートフォン依存により、対面でのコミュニケーション能力が低下する等、日常生活への支障が生じたり、SNS を利用した犯罪に巻き込まれたりするなど、情報社会の進展に伴う新たな問題が生じている。

子どもが安全・安心に情報社会を生きるため、SNS 等のトラブルや犯罪から子どもを守る環境整備はもちろんのこと、情報社会の特性を理解し、適切な活動ができる考え方や態度が身に付くよう、情報モラルの習得を図るとともに、インターネットや SNS 等

を適切に使いこなすことができるよう、情報リテラシー教育を推進する必要がある。

- インターネットや SNS 等の活用について、利用上の注意点を周知するとともに、子どもが安全・安心に情報社会を生きることができるよう、情報モラルの習得に向けた支援や情報リテラシー教育の推進をすること。

## **(2) 生まれ育った環境にかかわらず誰一人取り残されることなく健やかに成長できる**

子どもは、安心して過ごせる環境の中で、様々な支援を受けながら学びや体験を重ね、大人に成長するものである。しかしながら、生まれ育った環境や特性などにより、生活や学習面で困難や生きづらさを抱える子どもがおり、健やかに成長する権利が脅かされている。

生まれ育った環境等にかかわらず誰一人取り残されることなく健やかに成長できるよう、以下の子ども施策を実施することを提言する。

### **① 子どもの学習支援**

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率は低下傾向にあるものの、生活保護や社会的養護下などにいる貧困層の子どもの状況が悪化することで、非貧困層の子どもとの間での学力面や高等教育機関への進学面の格差が顕在化している。

学習機会や進学機会の喪失により、教育を受ける権利が脅かされるだけでなく、周囲と比較してしまうことで自己肯定感の低下や孤独・孤立にもつながることから、貧困は、様々な面で子どもを不利な状況に追い込んでしまう傾向がある。

このことは、大人になってからの生活水準や就労状況にも影響を及ぼすことになり、こうした貧困及び貧困の連鎖を子どもに強いことはあってはならない。

子どもの学習機会を提供する場として、自治体が提供する学習支援のほか、民間団体や教員OBなどのボランティアが実施する学習支援などの取組は始まっているが、住んでいる市町や地域によってその取組に差が生じている。

また、小学生の放課後の遊びや宿題をする身近な場所として、放課後児童クラブがあるが、経済的負担から利用を躊躇するケースが生じている。

そのため、家庭の経済状況にかかわらず、子どもの学習機会が確保されるよう、学習支援の取組を更に充実させる必要がある。

- 貧困世帯の子どもの学習の機会を十分に確保するため、市町と連携しながら、学習支援の充実を図ること。
- 家庭への経済的負担の軽減など放課後児童クラブに通うことを可能とするための支援を行うこと。

## ② ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指す。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーは、家事等により時間が制約されることで学びや様々な活動の機会が十分に保障されず、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、心身ともに健やかに育つ子どもの権利が脅かされている可能性がある。

また、家庭内のデリケートな問題であることから、子ども本人が不安や不満を抱えていても言い出せなかったり、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、問題が顕在化しづらくなっている。

ヤングケアラーは、近年、注目されるようになった課題であり、効果的な対策を行うためには、その実態をしっかりと把握する必要がある。また、実態を把握するためにも、当事者である子どもが声を上げやすい環境を整える必要がある。

- 学校等と連携してヤングケアラーの実態を把握し、実効性のある支援策を検討すること。
- ヤングケアラーの子どもが声を上げやすい相談窓口の充実を図ること。

### ③ 特別な支援が必要な子どもへの支援

子ども一人一人は、多様な個性や能力を持っており、同じ場で共に学ぶことで、相互に認め合う心を育み、誰もが活躍できる共生社会の実現につながる。そのような理念の下、学校では、インクルーシブ教育や多文化共生の考え方に基づく教育など、全ての子どもが適切な教育を受けられる環境づくりを推進していく必要がある。

近年、発達に課題のある子どもや外国にルーツのある子どもは増加傾向である。こうした子どもは、生まれながらにして持っている特性への理解不足や、日本とは異なる文化や考え方、生活習慣の違い等により、生活や学習上の困難を抱えており、孤独・孤立や不安を感じやすくなっていることが少なくない。そのため、考え方や行動の表し方、文化や生活習慣等を相互に知り、認め合う機会を充実させるとともに、一人一人の特性やニーズに応じた指導・支援を行えるよう、その体制をより一層充実させる必要がある。

また、学校で必要な支援を受けていた子どもが大人となり、社会に出たときに、必要な支援が受けられないことによる困難に直面することもある。

このことから、発達に課題のある子ども及び外国にルーツのある子どもの社会参加を見据え、学校・家庭・行政・企業等が連携して、継続的な支援体制を充実させる必要がある。

- 発達に課題のある子どもが、それぞれの特性やニーズに応じた専門的な指導・支援を受けられるよう、指導に当たる教員の人材育成等による支援体制の充実を図ること。
- 外国にルーツのある子どもが、学習に必要な日本語を習得できるよう、日本語教育の充実を図ること。また、子どもたちがそれぞれの文化や生活習慣等への理解を深める機会の充実を図ること。
- 発達に課題のある子ども及び外国にルーツのある子どもが、卒業後も社会の中で自分らしく活躍できるよう、様々な主体と連携し、継続的な就労支援や定着支援に取り組むこと。

### **(3) 意見を表明し、社会的活動に参画できる**

こども基本法においては、児童の権利に関する条約にのっとり、子ども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられている。これは、子どもが自分のことについて自由に意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されていることを定めたものである。

子どもの意見を聴き、社会参画を進めることは、社会への影響力を発揮することにつながり、自己肯定感や主体性を高めることにつながっていくと考えられている。

このことから、子どもが社会の一員として、社会の在り方や形成に関わることができるよう、社会全体で子どもが意見を表明する機会を確保し、社会参画を促していくことが必要である。なお、子どもの意見を聴く際は、子どもの意見を聴き取ることだけが目的とな

らないよう、子どもの気持ちや子どもの視点で考えることが大切である。

近年、子どもアドボカシー（※3）の機運が高まっており、社会的養護下における子どもを対象に取組が広がっているところである。しかしながら、社会的養護の子どもに限らず、自分の声を聴いてもらえないと感じる子どもは少なくないことから、今後子どもアドボカシーの取組を一層推進するとともに、子どもアドボカシーの担い手である子どもアドボケイトの人材育成も必要である。

また、子どもが意見を表明する機会というのは、子どもが有するあらゆる権利が侵害されたと感じたことを表明することも当然含まれるのであり、権利が尊重されなかったと感じる子どもが相談でき、救済される仕組みを検討する必要がある。

- 子どもが意見表明する機会を充実させるとともに、意見を聴き取る際は、子どもの視点に立ち、その意見を尊重すること。
- 子どもアドボカシーの一層の推進を図るとともに、子どもアドボケイトの人材育成を図ること。
- 子どもの権利が侵害された際に救済する仕組みを検討すること。

### （※3）子どもアドボカシー

子どもの声を聴き、子どもが意見を表明できるよう支援することを言う。擁護や弁護を意味する英語の「advocacy」が由来。令和4年6月に成立した改正児童福祉法で、児童相談所等が入所措置や一時保護等の際に子どもの意見聴取の仕組みを整備することが定められ、これをきっかけに、子どもアドボカシーの取組は全国的に広がりを見せている。

## (4) 全体を通して

### ① 財源の確保

次代の担い手である子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、豊かな人生を実現するためには、様々な主体が連携しながら、継続的に子どもたちの成長支援をしていく必要がある。

県においては、令和5年度から「みえ子どもまるごと支援パッケージ」として、子ども施策に関する予算の充実を図っているが、子どもを守り育てることは最重要課題の1つであり、引き続き、その充実に向けた財源の確保に取り組んでいく必要がある。

- |   |
|---|
| <p>○ 子どもの成長支援に関する施策の充実を図るための必要な財源について、幅広く検討を進め、確実な確保に努めること。</p> |
|---|

### ② 子どもの視点に立った施策の展開

子どもを権利の主体として認識し、全ての子どもの最善の利益が図られるよう、子ども施策を推進する際は、主担当部局のみならず、全ての部局が子どもの視点をもって施策を展開しなければならない。また、子ども施策の決定に当たっては、子どもの発達に関する専門家の意見や子どもの意見を聴く機会を設けるとともに、そこで出た意見を最大限尊重しながら検討を行い、子どもの権利を保障していく必要がある。

さらに、施策の進捗状況を把握するための目標項目及び目標値について、真に子どもに対する直接的な支援の成果として評価できないものも見受けられるため、従来の指標にとらわれることなく見直していく必要がある。

- 子どもの育ちや子ども施策に知見を持った専門家の参画を得て、子ども施策の進捗を確認する機会を設けること。
- 子どもに関する計画において、定量的な目標を設定する際は、真に子どもに対する直接的な支援としての施策の成果を測ることができる目標項目及び目標値とすること。

## (参考) 子どもに関する政策討論会議 検討経緯

令和5年6月に本政策討論会議を設置して以降、計17回の会議の開催と2回の県内調査を実施してきた。なお、今回の提言項目には反映していないが、本政策討論会議では以下のような意見もあったので、今後の執行部の取組の参考とされたい。

### (子ども医療費)

子どもが県内のどこに住んでいても、安心して医療を受けられる環境が整備されるよう、市町間で差がある現物給付の在り方について議論を進める必要があるとの意見があった。

### (学校給食)

全ての子どもに食の安全・安心及び栄養バランスの取れた良質な給食を提供することは、子どもの心身の健やかな成長につながることから、給食費の無償化を含め、学校給食の費用負担の在り方について議論を進める必要があるとの意見があった。

### <政策討論会議 実施状況>

第1回 子どもに関する政策討論会議
-------------------

(令和5年7月10日)
-------------

- |             |
|-------------|
| ・今後の進め方について |
|-------------|

第2回 子どもに関する政策討論会議
-------------------

(令和5年8月2日)
------------

- |                |
|----------------|
| ・方向性について       |
| ・今後のスケジュールについて |

<p>第3回 子どもに関する政策討論会議  (令和5年9月11日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行部からの聴き取りについて①  子ども・福祉部、教育委員会事務局、医療保健部</li> </ul>
<p>第4回 子どもに関する政策討論会議  (令和5年9月21日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有識者からの意見聴取について①  国立研究開発法人 国立成育医療研究センター  臨床研究員 山口 有紗 氏  「子どものウェルビーイングのために必要な政策とは  ーコロナから学ぶー」</li> <li>こども家庭庁 支援局 家庭福祉課  企画調整官兼課長補佐 胡内 敦司 氏  「子どもの貧困対策について」</li> </ul>
<p>第5回 子どもに関する政策討論会議  (令和5年9月29日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有識者からの意見聴取について②  東京都立大学 人文社会学部 教授、  子ども・若者貧困研究センター センター長 阿部 彩 氏  「子どもの貧困の現状と課題／新型コロナウイルス感染症  拡大による子どもへの影響」</li> </ul>
<p>第6回 子どもに関する政策討論会議  (令和5年10月16日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員間討議</li> </ul>
<p>県内調査①  (令和5年11月2日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO 法人太陽の家（桑名市）、四日市市立西笹川中学校、  四日市市立三重小学校</li> </ul>

<p>第7回 子どもに関する政策討論会議  (令和5年11月15日)  ・委員間討議</p>
<p>第8回 子どもに関する政策討論会議  (令和5年11月24日)  ・委員間討議</p>
<p>県内調査②  (令和5年11月29日)  ・伊勢市、伊勢市社会福祉協議会</p>
<p>知事に対する申し入れ  (令和5年12月6日)</p>
<p>第9回 子どもに関する政策討論会議  (令和5年12月18日)  ・委員間討議</p>
<p>第10回 子どもに関する政策討論会議  (令和5年12月20日)  ・執行部からの聴き取りについて②  子ども・福祉部、教育委員会事務局</p>
<p>第11回 子どもに関する政策討論会議  (令和6年1月19日)  ・有識者からの意見聴取について③  慶應義塾大学 総合政策学部 教授 中室 牧子 氏  「教育経済学の最前線」  ・委員間討議</p>
<p>第12回 子どもに関する政策討論会議  (令和6年2月2日)  ・委員間討議</p>

<p>第 13 回 子どもに関する政策討論会議  (令和 6 年 2 月 14 日)  ・ 委員間討議</p>
<p>第 14 回 子どもに関する政策討論会議  (令和 6 年 2 月 22 日)  ・ 委員間討議</p>
<p>第 15 回 子どもに関する政策討論会議  (令和 6 年 2 月 28 日)  ・ 委員間討議</p>
<p>第 16 回 子どもに関する政策討論会議  (令和 6 年 3 月 6 日)  ・ 委員間討議</p>
<p>全員協議会  (令和 6 年 3 月 18 日)</p>
<p>第 17 回 子どもに関する政策討論会議  (令和 6 年 3 月 18 日)  ・ 委員間討議</p>

子どもに関する政策討論会議 委員名簿

会 派 等 名	委 員 名
座 長（議 長） 副座長（副議長）	中 森 博 文 杉 本 熊 野
新 政 み え	稲 垣 昭 義 小 島 智 子 藤 根 正 典 世 古 明
自 由 民 主 党	石 田 成 生 石 垣 智 矢 龍 神 啓 介
草 莽	東 豊
公 明 党	今 井 智 広
草の根運動いが	稲 森 稔 尚

地域との共生が図られた  
再生可能エネルギーの導入に関する  
提言書

令和6年3月22日

三重県議会

## 目 次

提言	1
1 地域との共生	1
(1) 法定外税等による適地誘導等	2
(2) エネルギーの地産地消の推進	2
2 太陽光発電	2
(1) 条例による設置規制区域の導入及び適正な維持管理の義務化	2
(2) 太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大等	3
3 風力発電	3
(1) 漁業者等の先行利用者との協調	3
(2) 地域住民等の理解	4
(3) 海洋環境への配慮	4
(4) 県内企業への参画支援	4
(5) 本県沖合でのポテンシャルについての調査及び検討	4

## 提 言

本県議会では、再生可能エネルギーの導入に関して、調査及び検討を行うことを目的に、「再生可能エネルギーに関する検討会」を令和5年6月に設置した。本検討会において調査及び検討を行ったところ、本県における再生可能エネルギーの導入に関する現状及び課題は次のとおりである。

- ・ 本県においては、「新エネルギービジョン」（令和5年3月改定）の「3 基本方針」において、「環境への負荷の少ない安全で安心なエネルギーを確保するため、三重県の地域特性を生かした新エネルギーの導入を進めます。」としており、今後も再生可能エネルギーの推進に取り組むこととしている。
- ・ 平成24年の固定価格買取制度の導入以降、県内において太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの導入が進み、令和3年度末の実績では、太陽光発電が約250万kW、風力発電が約20万kWと全国有数の導入量となっている。
- ・ 再生可能エネルギーの導入については、自然環境の破壊、土砂災害の発生、維持管理の不全等が懸念されることから、地域住民等の不安が高まっており、地域住民等による反対運動も確認されている。

したがって、今後、更なる再生可能エネルギーの導入を推進するに当たっては、地域住民等の十分な理解を得る必要があり、そのためには、適地での、環境面、防災面等において配慮され、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を事業者に対して強く求めている必要がある。

よって、本検討会での調査及び検討の結果を踏まえ、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関し、下記のとおり提言する。

記

## 1 地域との共生

再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域住民等との合意形成を図りつつ、適地における導入が進むよう促すとともに、地域住民等がその地域における再生可能エネルギーのメリットを享受できる取組を推進することにより、地域住民等の理解がより深まるよう、次の(1)及び(2)の事項について検討すること。

### (1) 法定外税等による適地誘導等

- ・ 地域との共生を図ることを目的に、再生可能エネルギー施設に対する法定外税を導入することなどにより、森林伐採を伴う地域その他の設置が望ましくない地域における設置の抑制等を目指すこと。なお、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を目指す事業者等に対しては、積極的に支援すること。

### (2) エネルギーの地産地消の推進

- ・ エネルギーの地産地消の導入が進み、地域の住宅、工場等において再生可能エネルギーをより安価かつ安定的に利用できるよう、蓄電池等の導入をはじめとするエネルギーマネジメント技術を活用した事業の創出に対する支援その他の施策を推進すること。

## 2 太陽光発電

再生可能エネルギーの中でも、特にその導入量の占める割合が極めて高く、県内に広く設置されている太陽光発電については、立地場所によって、小規模なものであっても、防災上、環境上等の影響が懸念されることから、立地場所に応じた対策を求めていくため、次の(1)及び(2)の事項に関する条例の制定及び改正を検討すること。

### (1) 条例による設置規制区域の導入及び適正な維持管理の義務化

- ・ 森林伐採を伴う区域、土砂災害のおそれのある区域等については、設置規制区域とし、設置規制区域内においては、小規模

であっても、野立ての太陽光発電施設の新設を知事の許可制とすること。なお、許可に当たっては、万全の防災対策、地域住民等への説明等を義務付けること。また、設置規制区域外においても、設置に当たり知事への届出を求めること。

- 稼働中も含め、太陽光発電の事業者に対し、計画的で適正な維持管理及び廃棄を義務付けること。特に、設置規制区域内の施設については、事業者から維持管理の計画及びその結果について報告を求める等、厳しい監視を行うこと。
- 条例の規制に違反する事業者に対しては、行政代執行、事業者の公表等の措置が行い得るようにするとともに、国に対してFIT認定の取消し等を求めるようにすること。
- 規制の実効性を高めるため、必要に応じて立入調査等を行う等、適切な監督体制を構築すること。特に、設置規制区域内での設置等については、工事完了後の確認等を行うこと。

## (2) 太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大等

- 施工区域が10haに満たない太陽光発電の設置等であっても、森林をはじめとする環境への影響が懸念される地域におけるものについては、三重県環境影響評価条例の対象とすること。

## 3 風力発電

風力発電の中でも、陸上風力発電については、これまで導入が進められてきていることを踏まえ、地域住民等との十分な合意形成を前提として、適正な導入を推進していくこと。

また、洋上風力発電については、欧州等を中心に導入が進んでおり、技術革新、コスト低減等も実現しているところである。近年国内各地でも導入に向けた計画が立ち上がっており、今後県内又は本県沖合の海域においても導入されることが想定されることから、次の(1)から(5)までの事項に留意しつつ、導入に関する検討を行うこと。

### (1) 漁業者等の先行利用者との協調

- 漁業者の洋上風力発電の受入れの判断材料となるよう、国等

の関係者と連携し、海中騒音をはじめとする漁業への影響調査を十分に行うよう努めること。また、地域でとりまとめる漁業振興策について、漁業者、市町等と連携を図りつつ、適切な助言、協議等を行うこと。

- ・ 漁業者のほか、海運事業者、港湾事業者等が航路及び港湾の利用等に支障を及ぼすことがないようにする等、海域の先行利用者に対し、不利益が生じることのないよう適切に配慮すること。

## (2) 地域住民等の理解

- ・ 県内の海域等において洋上風力発電の導入が決まった場合、地域住民等の理解を得るため、事業者等が地域振興について本県及び立地する市町と連携を行うこと、洋上風力発電により生み出された電力が地域新電力等を通じ、県内の住宅等に供給されること等、地域住民等が洋上風力発電のメリットを享受できる取組を推進していくこと。

## (3) 海洋環境への配慮

- ・ 野鳥その他の生物への影響を立地選定の段階から配慮するため、法定協議会に海洋環境の有識者を加えることを求める等、立地選定の段階で海洋環境に関する意見を聴取するよう努めること。

## (4) 県内企業への参画支援

- ・ 洋上風力発電の導入に当たっては、県内企業が当該洋上風力発電施設の建設、維持管理等に参画できるよう、県内企業への支援等を行っていくこと。

## (5) 本県沖合でのポテンシャルについての調査及び検討

- ・ 洋上風力発電の導入に当たっては、今後、浮体式洋上風力発電が普及すること及び排他的経済水域における洋上風力発電の導入が可能となることが見込まれるため、国等の動向を見据えつつ、排他的経済水域を含めた本県沖合の海域でのポテ

ンシャルについて、調査及び検討を行うこと。